

2025 年 1 月 12 日

法曹養成専攻 1 年生
共通到達度確認試験欠席者 各位

大学院チーム

共通到達度確認試験欠席に係る手続きについて

1 月 12 日(日)に実施した共通到達度確認試験をやむを得ない事情で欠席した方は、説明会資料に記載のとおり、1 月 16 日(木)までに診断書等証明するものを大学院チームへ提出してください。提出方法は、窓口または郵送のいずれでも結構です。郵送の場合は、16 日(木)必着となりますので、ご注意ください。

.....
共通到達度確認試験をやむを得ない事情で欠席した場合は、1 月 16 日(木)までに診断書等証明するものを大学院チームへ提出すること。なお、やむを得ない事情で同試験を欠席した者は、共通到達度確認試験を受験したがその成績が一定の水準に達していない者と同様に扱う。
.....

なお、やむを得ない事情がないにもかかわらず、共通到達度確認試験を受験しなかった場合、2 年次に進級することはできません。